

東日本大震災からの復興の状況に関する報告

平成 2 4 年 1 1 月

この報告は、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第10条の2の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況について行うものである。

目次

復興の概況	P 1
-------	-----

1 被災者支援

(1) 避難者と仮設住宅等の入居状況	P 3
(2) 被災者支援の取組	P 4

2 地域づくり

(1) 応急復旧の完了	P 6
(2) 災害廃棄物の処理	P 6
(3) 公共インフラの本格復旧・復興の取組と状況	P 7
(4) 復興まちづくりの取組と状況	P 11

3 産業・雇用

(1) 産業の復興状況	P 13
(2) 雇用の状況	P 17

4 原子力災害からの復興

(1) 避難状況及び避難指示区域等の見直し	P 19
(2) 福島復興・再生に係る制度的な取組	P 22
(3) 賠償の状況	P 24
(4) 放射線による健康への影響等に対する対策の推進	P 24
(5) 除染の状況	P 25
(6) 福島第一原子力発電所の安全性の確保	P 27
(7) 風評被害への対応	P 27
(8) 産業・雇用の課題と取組	P 28
(9) 避難指示区域等への帰還に向けた取組	P 29
(10) 公共インフラの復旧の取組	P 29
(11) 住民意向調査の実施	P 30
(12) 長期避難者に対する支援	P 30

(参考) 復興関係制度等	P 31
--------------	------

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 により、政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告することとされている。本報告は、東日本大震災からの復興の状況について、平成 23 年 3 月 11 日の発災以降平成 24 年 9 月 30 日までの間を中心に取りまとめたものである。

復興の概況

東日本大震災は、被害が甚大で、被災地域が広範にわたるなど極めて大規模であるとともに、地震、津波、原子力発電所の事故による複合的な災害である。

東日本大震災からの復興に向けた課題は大きくかつ多岐にわたり、その解決には多くの困難がある。このため、政府が、復興を担う主体である被災した市町村を、財政面の支援、行政手続の負担の軽減、人的・技術的協力等により、総力を挙げて支援している。新たな取組として、復興特区制度による各般にわたる制度上の措置や復興交付金など財政上の措置、復興事業の工程管理、行政の総合力を発揮するための仕組み、企業やボランティアとの連携等を行っている。

政府は、発災直後から被災者の生活支援や被災地の復旧・復興対策を進め、本年 2 月の復興庁発足後は、復興庁が行政各部の統一を図りながら東日本大震災からの復興に取り組んできている。現在の復興の概況は次のとおりとなっている。

- ・ 当初約 47 万人に上った避難者は、33 万人弱となり、そのほとんどが仮設住宅等に入居している。
- ・ 主要ライフライン・公共サービスの応急復旧は、家屋等流出地域や原子力災害の警戒区域等の一部を除き、速やかに完了している。現在、公共インフラの本格復旧・復興の段階に移行しており、おおむね事業計画と工程表に沿って進められている。高台移転や土地のかさ上げ等の事業は、想定地区の半数程度において大臣同意等の手続を経て、順次着工し始めた地区も出ており、災害公営住宅など恒久住宅の再建も始まっている。

- ・ 広域でみた被災地域全体の鉱工業生産指数は震災前の水準並みで推移しているが、津波浸水地域については、生産額は回復しつつあるものの、本格的な産業復興が課題となっている。
- ・ 原子力災害からの復興については、避難指示区域が順次見直され、除染、インフラ復旧等の帰還に向けた取組や長期避難者に対する支援が行われている。また、放射線による健康不安の解消に向けた取組等が行われている。現時点では、帰還に向けた準備段階にある。

今後、地震・津波災害からの復興については、甚大な津波被害を受けた地域について、高台移転や既成市街地のかさ上げ等による市街地や集落の再編事業を、住民の合意を形成しながら大規模に実施する必要がある。これらの事業は、住宅再建の前提となるため多数の地区を同時並行的に進める必要があるが、被災自治体に経験が少なく、大規模な被災による行政機能の低下も考え合わせると、被災自治体単独の行政能力を超えた事業となっている。

一方、原子力災害からの復興は、我が国がこれまでに経験したことのない事態である。放射線による健康への影響の懸念をはじめとする不安がある中で、長期にわたって避難を指示された区域への帰還には非常な困難を伴う。さらに、放射線量が高く、5年を経過しても期間が困難な区域が存在するなど、住民の長期にわたる避難生活に対する支援が必要となっている。

1 被災者支援

(1) 避難者と仮設住宅等の入居状況

発災以降の避難者数については、全国の都道府県や市町村の協力を得て、政府が取りまとめている。原子力災害による避難も含め、全国で約 47 万人に上った避難者は、平成 24 年 10 月 4 日時点で、約 32 万 7 千人となっている。避難先は、47 都道府県約 1,200 市区町村に及ぶ。

応急仮設住宅の早期建設については、用地確保等の支援のための国等の職員の被災県への派遣や、目標を提示しての関係業界に対する協力の要請、未利用国有地の無償貸付等、早期完成のための取組を進めた。また、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げる仕組みを初めて本格的に活用した。さらに、被災者の二次避難のため、直ちに利用可能な国家公務員宿舎等の情報を取りまとめ、全都道府県に対して情報提供を行うとともに、都道府県を通じて被災者に無償で提供した。これらにより、当初避難した者の多くが、おおむね平成 23 年 9 月ごろまでには応急仮設住宅等に入居した。

避難者の仮設住宅等への入居状況については、平成 24 年 10 月 1 日時点で、公営住宅等が 29,822 人、民間住宅が 162,056 人、仮設住宅が 113,956 人となっている。避難所については、応急仮設住宅の設置や、利用可能な国家公務員宿舎等の確保、民間賃貸住宅の借上げ等により、1 か所（186 名）まで減少した。

<参考> 避難者数と仮設住宅等の入居状況

○ 避難者等の減少

	発災 3 日目※ 1 (平成 23 年 3 月 14 日)	現時点 (平成 24 年 10 月 4 日) ※ 2		
		全体	避難所にいる者	住宅等にいる者
避難者等の数	約 47 万人	326,873 人	186 人	310,385 人

※ 1 緊急災害対策本部資料 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の避難状況の合計

※ 2 復興庁調べ 全国の避難所（公民館・学校等）、旅館・ホテル、その他（親族、知人等）、住宅等（公営、仮設、民間、病院含む）にいる者の合計

○ 仮設住宅等の入居状況

	入居者数	備考
公営住宅等	29,822 人	全国計 入居戸数 10,737 戸
民間住宅	162,056 人	全国計 入居戸数 62,938 戸
仮設住宅	113,956 人	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県 入居戸数 48,569 戸

※ 厚生労働省調べ（平成 24 年 10 月 1 日時点）

○ 避難者等の数（避難先の都道府県別）

避難先の都道府県（多い順）	避難者等の数
宮城県	114,787
福島県	99,229
岩手県	41,969
山形県	11,406
東京都	9,222
新潟県	6,366
茨城県	5,844
埼玉県	4,261
その他	33,789

※ 復興庁調べ（平成 24 年 10 月 4 日時点）

（２）被災者支援の取組

住宅の再建に今後数年を要する地域もあること等から、被災者の仮設住宅等での生活が長期化する場合には、コミュニティの弱体化や被災者の孤立の問題が生じるおそれがある。

仮設住宅については、「寒さ対策」として暖房器具の追加設置や、「バリアフリー対策」として手すりやスロープの設置など、居住環境の改善を行った。また、仮設住宅等における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有するサポート拠点が、平成 24 年 9 月末時点で、岩手、宮城、福島 の 3 県で 108 か所設置されており、さらに 7 か所の設置が予定されている。このほか、市町村、社会福祉協議会、NPO、ボランティア、専門職種等による見守り活動、心のケア、健康づくりや生きがいづくりが行われている。

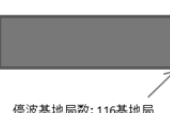
東日本大震災における震災関連死について、全国の都道府県や市町村の協力を得て取りまとめた結果、平成 24 年 3 月 31 日現在で、1 都 9 県で 1,632 人であった。これについて、その原因を把握するとともに、今後の災害への備えを含め、必要な対応策を検討するため、関係府省を構成員とする検討会を開催し、平成 24 年 8 月 21 日に「東日本大震災における震災関連死に関する報告」を取りまとめた。また、平成 24 年 9 月 30 日現在で調査を行った結果は、1 都 9 県で 2,303 人であった。

2 地域づくり

(1) 応急復旧の完了

電気・ガス・水道・情報通信など、主要なライフラインや公共サービスは、平成 23 年 4 月から 6 月にかけてほぼ復旧した。また、海岸、河川、道路、鉄道、港湾等といった公共インフラは、家屋等流出地域や原子力災害の警戒区域の一部を除き、応急的な復旧はほぼ完了している。

<参考>主なライフライン・サービスの応急的な復旧状況

項目(最大被害)	(復旧済み)／(最大被害)	復旧率	項目(最大被害)	(復旧済み)／(最大被害)	復旧率
電 気 (停電最大戸数(東北3県):約258万戸(2011/3/11時点))	 停電:約10.6万戸	約96% 停電約10.6万戸は、家主不在等による送電保留家屋・家屋流出地域・原発警戒区域等で、復旧作業困難。	通信(NTT固定電話) (サービス停止交換局の回線数(東北・関東地方):約100万回線(震災当初))	 サービス停止:約1.0万回線	約99% 電話交換局は原発周辺等一部地域を除き復旧済み。ただし、交換局から利用者宅までの回線断により、サービス停止の場合あり。
都市ガス (供給停止最大戸数(東北3県):約42万戸(2011/3/11時点))	 未供給:約6万戸	約86% 未供給約6万戸は、家屋等流出地域で、復旧作業困難。	通信(携帯電話) (サービス停止基地局数(東北・関東地方、携帯電話4社):約14,800基地局(震災当初))	 停波基地局数:116基地局	約99% 携帯電話の通話エリアについては、原発周辺一部を除き復旧済み。
LPガス (供給停止最大戸数(東北3県):約166万戸(2011/3/11時点))	 未供給:約8万戸	約95% 未供給約8万戸は、家屋等流出地域で、復旧作業困難。	郵便局 (営業停止局(東北・関東地方):全局53%相当の583局(2011/3/14時点))	 営業停止:52局	約91% 家屋等流出地域・原発警戒区域等含む。
銀 行 (閉鎖店舗(東北6県及び茨城県):全営業店12%相当の315(2011/3/17時点))	 閉鎖:41店舗	約85% 閉鎖店舗41店舗のうち、家屋等流出地域・原発警戒区域等は40店舗。(12/9/28金融庁ウェブサイト掲載数)	郵便配達 (配達停止エリア(東北3県):全エリア15%相当の44支店等(震災当初))		約100% ・原発警戒区域等を除き、全て配達。
			ガソリンスタンド (営業停止(東北3県):主要元売系列SS47%相当の866(2011/3/20時点))		約100% ・家屋等流出地域・原発警戒区域等を除く。

※ 特段の記載がない限り、平成 24 年 9 月末時点

※ 関係府省庁からのデータを基に復興庁作成

(2) 災害廃棄物の処理

推計で 1,800 万トンを超える災害廃棄物(がれき)が生じたが、被災地の復旧を急ぐべく、平成 23 年 8 月には、居住地近くの散乱したがれきのほぼすべての撤去を完了した。

これらがれきの処理は、平成 26 年 3 月末までに処理・処分を完了することを目標にしている。処理を円滑に進めるため、処理事業の国費率のかさ上げや事業対象の拡充に加え、被災地における政府の廃棄物関係職員の常駐や研究者・技術者チームの巡回訪問等を実施するとともに、目標期間内での処理を確実にするため、具体的な処理方針や内容、中間目標(平成 25 年 3 月

末までに岩手・宮城沿岸市町村全体で約 59%を処理）を設定した処理工程表を作成し、これに沿った処理が進められている。平成 24 年 9 月末時点で、がれき全体の約 27%の処理・処分を完了している。被災地では、仮設焼却炉が順次稼働し、既に 22 基が稼働している（年明けには 31 基が稼働予定）ほか、分別されたがれきの復興事業・公共事業等における再生利用が進められている。さらに、がれき全体の約 7 %については、県外での広域処理も進められている。

<参考>災害廃棄物処理の現状（岩手県、宮城県、福島県の沿岸 37 市町村）

	推計量	仮置き場搬入量	搬入率	処理・処分量	処理処分割合
災害廃棄物	1,802 万 t	1,515 万 t	84%	494 万 t	27%
津波堆積物	956 万 t	546 万 t	57%	88 万 t	9%

※ 環境省調べ（平成 24 年 9 月末時点）

（３）公共インフラの本格復旧・復興の取組と状況

今回の地震では、従前の想定をはるかに超える規模の津波が発生し、地震による被害だけでなく、津波や地盤沈下などの被害が著しく大きくなった。このため、災害時の被害を最小化する減災の観点から、構造物による防御のみならず、逃げることを前提とした地域づくりを基本に、ハードとソフトの施策を組み合わせた多重防御による災害に強いまちづくりを推進しており、これらを定めた復興計画の下、公共インフラの災害復旧を進めるとともに、住宅等の移転やかさ上げ、新たな公営住宅の建設など復興まちづくりに着手している。

事業の進捗は、手順やスケジュール等を示した事業計画・工程表を市町村ごとに公表して見える化を図り、PDCAサイクルを用いた事業者による進捗確認や関係者のみならず住民等との情報共有を行っている。

また、復旧・復興事業を進めるに当たり、不足する人材や資材を確保するための取組や予定価格に実勢を適切に反映するための取組等、円滑な施工の確保に努めている。

公共インフラの復旧は、応急復旧段階から本格復旧・復興段階へ移行し、被害状況と事業の内容によって進捗状況に差はあるが、おおむね復興施策に関する事業計画と工程表のとおりに進んでいる。

各事業の進捗状況については、次のとおりである（原則として本復旧等の完了による進捗状況の把握としているが、着工から完了まで一定の時間を要する事業については、着工による把握としている。）。

① 安全・安心のための基盤整備関係（被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況）

平成 24 年 9 月末時点で、海岸対策については、被災した地区海岸数 471 地区中、本格復旧工事に着工した地区海岸数は、110 地区（約 23%）となっている。海岸防災林については、警戒区域等を含む被災延長距離 140 キロメートル中、復旧工事に着手した距離は、30 キロメートル（約 21%）となっている。河川対策については、被災した河川管理施設 2,115 箇所中、本復旧工事が完了した箇所は、2,111 箇所（約 99%）となっている。下水道については、災害査定を実施した処理した処理場数 73 箇所中、通常処理に移行した処理場数は、65 箇所（約 89%）となっている。水道施設については、平成 24 年 7 月末時点で、災害査定を実施（予定含む）した 179 水道事業中、83 事業（約 46%）において、本格復旧が完了した。

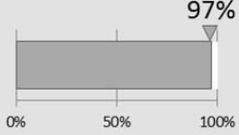
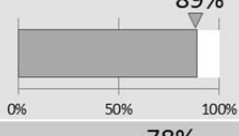
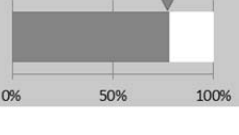
項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
着工 海岸対策 (全体) 本復旧工事に着工 した地区海岸の割合 ※H24.9末時点	23% 	本復旧工事に着工した地区海岸数 110 地区 ----- 被災した地区海岸数 471 地区
着工 海岸対策 (国施工) 本復旧工事に着工 した地区海岸の割合 ※H24.9末時点	89% 	本復旧工事に着工した地区海岸数のうち国 施工区間(代行区間含む) 8 地区 ----- 被災した地区海岸数のうち国施工区間(代行 区間含む) 9 地区
着工 海岸防災林の再生 〔復旧工事に着手した 海岸防災林の割合〕 ※H24.9末時点	21% 	海岸防災林の復旧事業の工事着手延長距 離 30km ----- 海岸防災林の被災延長距離(青森県～千葉 県) 140km※ ※警戒区域等を含む
完了 河川対策 本復旧工事が完了した 河川堤防(直轄)の割合 ※H24.9末時点	99% 	本復旧工事が完了した箇所数 2,111 箇所 ----- 被災した河川管理施設の箇所数 2,115 箇所
完了 下水道 通常処理に移行した下水処理場※の割合 ※「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の 放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。こ れらの中には、一部の水処理施設や汚泥処理施設は未 だ本復旧工事中のものもある。 ※H24.9末時点	89% 	通常処理に移行した処理場数 65 箇所 ----- 災害査定を実施した処理場数 73 箇所
完了 水道施設 本格復旧が完了した 水道事業数の割合 ※津波による家屋等流出地域は除いている。 ※H24.7末時点	46% 	本格復旧事業のための災害査定の対象工 事がすべて完了した水道事業数 83 事業 ----- 災害査定を実施した、あるいは実施を予定し ている水道事業数 179 事業
完了 災害廃棄物の処理 災害廃棄物の処理・ 処分が完了した割合 ※H24.7末時点	24% 	国の事業計画及び工程表の対象市町村にお ける災害廃棄物処理・処分量計 4,457 千t ----- 国の事業計画及び工程表の対象市町村にお ける災害廃棄物推計量 18,664 千t

※ 福島県の警戒区域等は、原則除いている。

※ 復興庁調べ

② 交通関係（被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況）

平成 24 年 7 月末時点で、道路については、岩手、宮城、福島県内の国道 4 号、6 号、45 号の総開通延長距離 1,161 キロメートル中、本復旧完了の開通延長距離は、1,126.6 キロメートル（約 97%）となっている。鉄道については、岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道の被災路線の延長距離 2,309.8 キロメートル中、鉄道運行を再開した路線の延長距離は、2,046.6 キロメートル（約 89%）となっている。港湾については、平成 24 年 8 月末時点で、被災した港湾のうち、平成 24 年度内に本格復旧工事が完了する産業・物流上、特に重要な港湾施設 101 箇所中、本格復旧工事に着手したのは、79 箇所（約 78%）となっている。

項 目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 交通網 （直轄国道） 〔 本復旧が完了した 道路開通延長の割合 〕 ※ H24.7 末時点	 97%	下のうち本復旧完了等の開通延長 1,126.6km ----- 岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号の 総開通延長 1,161km
完了 交通網（鉄道） 〔 運行を再開した 鉄道路線延長の割合 〕 ※ H24.7 末時点	 89%	下のうち鉄道運行を再開した路線の延長 2,046.6km ----- 岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道のうち被災 した路線の総延長 2,309.8km
着工 交通網（港湾） 本格復旧に着手した 産業・物流上、特に重 要な港湾施設の割合 ※ H24.8 末時点	 78%	下のうち本格復旧工事に着手した箇所数 79 箇所 ----- 被災した港湾のうち、平成24年度内に本格復 旧工事が完了する産業・物流上、特に重要な 港湾施設の箇所数 101 箇所

- ※ 空港機能については 100%復旧。
- ※ 福島県の警戒区域等は、原則除いている。
- ※ 復興庁調べ

(4) 復興まちづくりの取組と状況

① まちづくり

まちづくりは、他の震災事例と比較しても大規模となることが予想される。沿岸部の被災市町村においては、復興計画が策定されており、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の個別事業の実施のため、調査や手続が行われている。

住民合意に時間を要する状況の中、被災自治体における人員やノウハウの不足を補い、事業を進める必要がある。このため、全国の自治体からの1,600人を超える職員（一般事務等を含む）や国等の職員の派遣、自治体における任期付職員等の採用又は採用代行の促進、政府の関係職員等が連携して被災市町村ごとに行う技術的支援、市町村の発注業務の負担を軽減する発注方式の導入、都市再生機構の活用等により、事業の推進を支援している。

平成24年10月5日時点で、高台移転などの防災集団移転促進事業の実施が想定される276地区中、184地区において予算（事業費）が配分され、さらに159地区において事業着手の法定手続である大臣同意に至っている。また、土地区画整理事業については、想定される58地区中、21地区において予算（事業費）が配分され、さらに23地区において事業着手の法定手続である都市計画決定に至っている。

② 住宅再建等

復興住宅については、災害公営住宅整備事業について、41市町村・約8,300戸分に対して予算（事業費）が配分され、順次整備等が進められている。各県が公表している必要災害公営住宅の戸数は、約20,952戸であり、このうち、整備に着手した戸数は、平成24年9月28日時点で、4,227戸（約20%）となっている。

医療施設については、被災直後に入院の受入制限又は受入不可を行った病院184箇所中、当該制限等から回復した病院は、平成24年5月末時点で、165箇所（約90%）となっている。学校施設については、公立学校施設災害復旧事業に申請した（予定含む）学校2,325校中、復旧が完了した学校は、平成24年8月末時点で、1,801校（約77%）となっている。

＜参考＞復興まちづくりの進捗状況

	想定	調査費措置注1)	事業費措置注1)	法定手続済
防災集団移転促進事業	276 地区	276 地区	184 地区	159 地区 [95 地区注2)] (大臣同意)
土地区画整理事業	58 地区	57 地区	21 地区	23 地区 (都市計画決定)
災害公営住宅整備事業	(2 万戸以上) 注3)	48 市町村	41 市町村 (約 8,300 戸)	

注1) 第1回～第3回の復興交付金配分対象の地区数。なお、災害公営住宅の場合、調査費措置は「用地取得又は設計費を措置したもの」、事業費措置は「建設費を措置したもの」を意味する。

注2) 複数の復興交付金配分地区をまとめて集団移転促進事業計画の大臣同意を取得する場合があります、[] 内の値は、その集団移転促進事業の数を表す。

注3) 主な内訳は、岩手県約5千6百戸、宮城県約1万5千戸。

※ 復興庁調べ (平成24年10月5日時点)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
着工 復興住宅 (災害公営住宅の整備 に着手した割合) ※H24.9末時点	20% 	災害公営住宅の整備に着手した戸数(用地確保が完了した時点) 4,227 戸 ----- 各県が公表している必要災害公営住宅の戸数※ 約20,952 戸 ※福島県分は全体計画未定のため除外
着工 復興まちづくり (防災集団移転) (国土交通大臣の同意を得た地区の割合) ※H24.9末時点	58% 	集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区数 159 地区 ----- 計画策定費配分地区数(復興交付金の調査地区数) 276 地区
着工 復興まちづくり (土地区画整理) (都市計画決定された地区の割合) ※H24.9末時点	40% 	都市計画決定された数23 地区 ----- 復興交付金の調査地区数 57 地区
着工 復興まちづくり (漁業集落防災強化) (漁業集落防災機能強化事業の実施地区数の割合) ※H24.8末時点	26% 	事業地区数(復興交付金の事業費措置地区数) 21 地区 ----- 事業実施予定地区数 82 地区
完了 復興まちづくり (医療施設等) (入院の受入制限等から回復した病院の割合) ※H24.5末時点	90% 	入院の受入制限又は受入不可から回復した病院数 165 箇所 ----- 被災直後に入院の受入制限又は受入不可を行った病院数 184 箇所
完了 復興まちづくり (学校施設等) (復旧が完了した公立学校施設の割合) ※H24.8末時点	77% 	下のうち復旧が完了した学校数 1,801 校 ----- 公立学校施設災害復旧事業に申請した若しくは申請予定の学校数 2,325 校 (応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み)

※ 福島県の警戒区域等は、原則除いている。

※ 復興庁調べ

3 産業・雇用

(1) 産業の復興状況

① 鉱工業

鉱工業については、広域でみた被災地域全体の鉱工業生産指数は、震災後 30 ポイントほど低下したが、サプライチェーンの速やかな回復等により、震災前の水準並みで推移している。特に大きな被害を受けた岩手、宮城、福島 の 3 県も、内陸部での生産はほぼ震災前の水準に回復しつつある。津波浸水地域については、所在する 59 の鉱工業事業所の生産額試算値が、発災直後の前年同月比 99%減の状況から、おおむね復旧しているものの、企業規模によっては、復旧に時間を要するものもある。

発災以来、被災地での生業再生のために、仮設工場・仮設店舗等の整備、長期・低利の融資や二重債務問題に対応した債権の買取、中小企業等の施設・設備の復旧等に係る補助等、被害の程度や復旧の状況に応じたきめ細かな支援を講じた。

具体的には、早急な事業再開を支援するため、仮設工場・仮設店舗等の整備を行っており、平成 24 年 9 月 28 日時点で、被災 6 県で 463 か所（青森県内で 18 か所、岩手県内で 287 か所、宮城県内で 112 か所、福島県内で 44 か所、茨城県内及び長野県内でそれぞれ 1 か所）の施設が竣工しており、これらの仮設施設に 2,593 事業者が入居している。

また、甚大な被害を受けた地域の復興のリード役となり得る中小企業等グループに対しては、国と県で、中小企業等の施設・設備の復旧補助を新たに行っており、これまでに 329 グループ、計 5,779 事業者（青森県内で 208 者、岩手県内で 751 者、宮城県内で 1,694 者、福島県内で 1,863 者、茨城県内で 1,145 者、千葉県内で 118 者）の施設・設備の復旧を支援している。

資金繰り支援については、制度創設から平成 24 年 9 月末時点までに、東日本大震災復興特別貸付の融資実績が約 22 万件（総額約 4.9 兆円）、東日本大震災復興緊急保証の保証実績が約 8.7 万件（総額約 1.9 兆円）となるなど、多くの需要を満たしている。

さらに、復興に向けて再スタートを切るに当たり、既往債務が負担となって新規の資金調達が困難となっている被災事業者に対しては、各県の産業復興相談センター・産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構が相談等に応じており、平成 24 年 9 月末時点で、事業再建等に関する相談件数が合わせて 2,134 件、支援決定等を行った案件は 180 件となっている。

＜参考＞東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の相談受付の状況

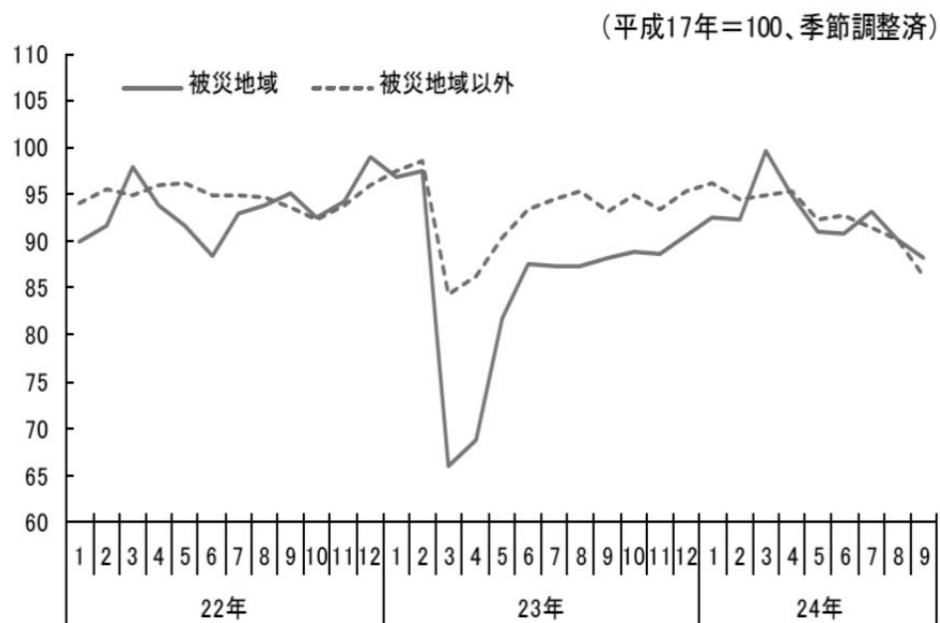
	相談受付	支援決定等
東日本大震災事業者再生支援機構	646 件	37 件
産業復興相談センター・産業復興機構	1,488 件	143 件 (うち買取決定 48 件)

※ 復興庁調べ（平成 24 年 9 月末時点）

＜参考＞鉱工業の復興

○ 震災に係る地域別鉱工業指数

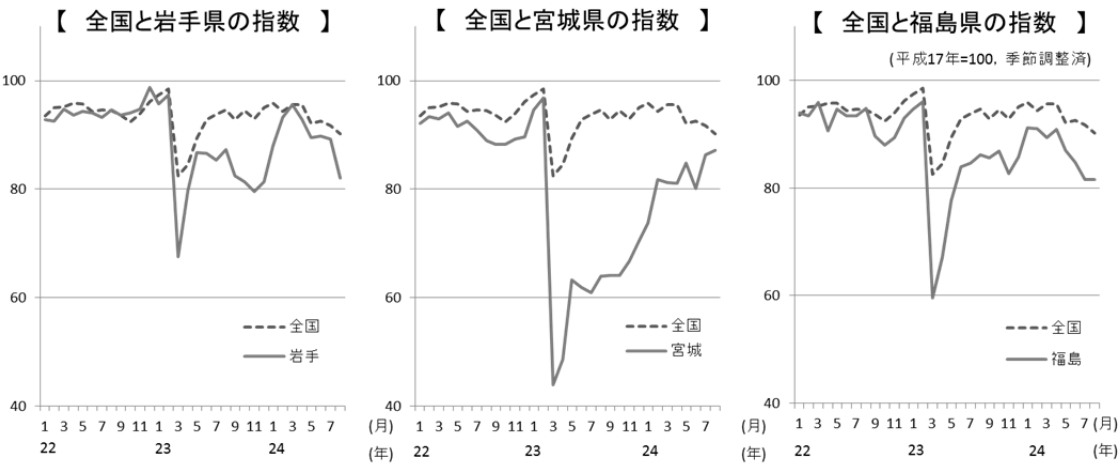
経済産業省発表の「震災に係る地域別鉱工業指数」によると、平成 24 年 9 月分の指数（確報）は、被災地域が 88.3（被災前:97.5）となり、被災地域以外は 86.2（被災前:98.5）となった。



※ 経済産業省調べ（平成 24 年 9 月時点）

○ 県別の鉱工業生産指数の変化

経済産業省及び各県発表の鉱工業生産指数によると、平成 24 年 8 月分の指数は、全国は 90.2（被災前：98.5）、岩手県は 82.0（被災前：97.4）、宮城県は 87.1（被災前：96.8）、福島県は 81.5（被災前：96.1）となった。

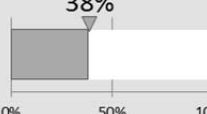


※ 各県等公表資料を基に復興庁作成（平成 24 年 8 月時点）

② 農業

農業については、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の 6 県において、21,480 ヘクタールの農地（警戒区域等含む）が津波による被害を受けた。これに対し政府は、がれきの除去や除塩、排水機場等の農業用施設の復旧等を支援することにより、平成 24 年 7 月末時点で、津波被災農地のうち約 8,190 ヘクタール（約 38%）で営農再開が可能となった。

政府は、被災農業者に対する既往債務の借換えと新規の融資を一体化し、一定期間実質無利子、無担保、無保証人で融資を行うことにより、経営再開を支援する金融対策等を行った。平成 24 年 3 月 11 日時点で、津波被害のあった約 10,200 の農業経営体のうち 4,090 経営体が営農を再開している。

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 農地 〔 津波被災農地面積に 対する営農再開可能 面積の割合 〕 ※ H24.7 末時点	38% 	営農再開が可能な農地面積 8,190 ha ----- 青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉県の 津波被害を受けた農地面積 21,480 ha※ ※ 警戒区域等を含む

※ 復興庁調べ

③ 水産業

水産業については、319 漁港が被災したほか、漁場、漁船、養殖施設、水産加工場施設等に甚大な被害が生じた。これに対し政府は、漁場のがれきの撤去、漁港の応急復旧、漁船・定置網・養殖施設等の再建等の支援や金融対策等を行った。これにより、漁業・養殖業等が徐々に再開し、岩手、宮城、福島の3県において、主要な魚市場の平成24年7-9月の水揚げ数量は被災前同期比で約69%まで回復した。

漁港については、平成24年8月末時点で、被災した319 漁港（警戒区域等含む）中、陸揚げ岸壁の機能が回復した漁港は、109 漁港（約34%）となっている。養殖施設については、平成24年7月末時点で、岩手県、宮城県の養殖業再開希望者の施設67,121 施設中、養殖業再開に目途がついた施設は、43,664 施設（約65%）となっている。また、平成24年9月末時点で、被害があった水産加工施設800 施設のうち528 施設が業務を再開している。

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 漁港 〔陸揚げ岸壁の機能が回復した漁港の割合〕 ※H24.8末時点	34% 	陸揚げ岸壁の機能が回復した漁港数 109 漁港 被災した漁港数 319 漁港※ ※警戒区域等を含む
完了 漁場(養殖) 〔がれき撤去が完了した養殖漁場の割合〕 ※H24.9末時点	77% 	がれき撤去が完了した箇所数 824 箇所 養殖漁場の箇所数 1,074 箇所※ ※再流入による追加箇所数を含む
完了 漁場(定置) 〔がれき撤去が完了した定置漁場の割合〕 ※H24.9末時点	95% 	がれき撤去が完了した箇所数 959 箇所 定置漁場の箇所数 1,008箇所※ ※再流入による追加箇所数を含む
完了 養殖施設 〔養殖施設の復旧の割合〕 ※H24.7末時点	65% 	養殖業再開に目途がついた施設数(岩手・宮城) 43,664 施設 養殖業再開希望者の施設数(岩手・宮城) 67,121 施設
完了 定置網 〔大型定置網の復旧の割合〕 ※H24.9末時点	78% 	大型定置網の復旧数 111ヶ統 大型定置網の操業再開希望数 142ヶ統

※ 福島県の警戒区域等は、原則除いている。

※ 復興庁調べ

④ 観光業

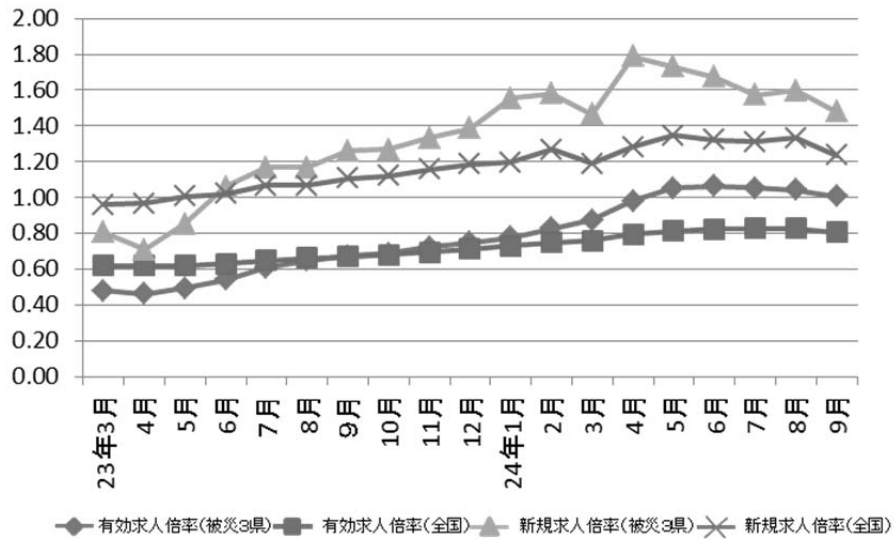
観光業については、発災直後、岩手、宮城、福島の３県における観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊人数は、平成 23 年 3 月時点において前年同月比で 56.6%減少した。これに対し政府は、国内観光について、東北地域の取組に対する支援等を実施するとともに、東北・北関東の訪問につながる復興支援運動に積極的に取り組んでいる。また、訪日旅行需要回復のため、海外における東北・北関東の観光ＰＲイベントや現地旅行会社との商談会等を実施している。なお、岩手、宮城、福島の３県における観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊人数は、平成 23 年後半の状況よりは改善傾向にあるが、平成 24 年 6 月時点においても前々年同月比で 17.8%減であり、全国の水準を下回る状況が続いている。

(2) 雇用の状況

被災した岩手、宮城、福島の３県においては、震災の影響により有効求人倍率は平成 23 年 4 月には 0.46 まで低下した。これに対し政府は、雇用を創出するために県に造成した基金の活用等による当面の雇用の確保や、産業政策と一体となった雇用面での支援等を実施している。これにより、有効求職者数が震災前を下回るなど雇用情勢は全体的には落ち着いてきているが、沿岸部では、有効求職者数が震災前より増加するなど状況が厳しい地域も一部みられる。また建設業・土木業等では、おおむね求人数が求職者数を上回っているが、未経験者では就職しづらいこともあり、雇用における需要と供給のミスマッチが生じている。このため、きめ細かな就職支援や職業訓練を通じたミスマッチの解消が課題となっている。

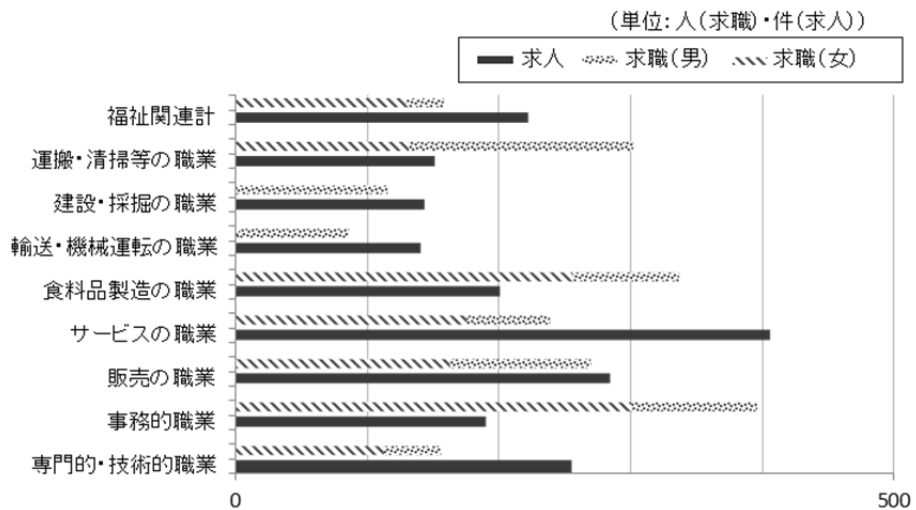
＜参考＞雇用の状況

○ 雇用の動向



※ 厚生労働省調べ（平成 24 年 9 月時点）

○ （ミスマッチの一例）ハローワーク気仙沼における求人・求職の状況



※ 厚生労働省調べ（平成 24 年 9 月時点）

4 原子力災害からの復興

(1) 避難状況及び避難指示区域等の見直し

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生を受け、当初、同発電所から半径 30 キロメートル圏内が避難指示区域等（屋内退避を含む）に設定された。その後、平成 23 年 4 月 22 日、半径 20 キロメートル圏内を警戒区域とし、同日、20 キロメートル以遠で事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれがある地域については、計画的避難区域に指定された。

平成 23 年 12 月 26 日の原子力災害対策本部決定に基づき、警戒区域、計画的避難区域を、順次①避難指示解除準備区域、②居住制限区域、③帰還困難区域に見直すこととしており、平成 24 年 9 月末時点において、川内村、田村市、南相馬市、飯舘村、楡葉町の 5 市町村が避難指示区域の見直しを行った。

平成 24 年 9 月末時点で、警戒区域及び避難指示区域からの避難者数は、約 11 万 1 千人、いわゆる自主避難者も含め福島県全体の避難者数は、約 16 万人に及んでいる。

<参考>新たな避難指示区域

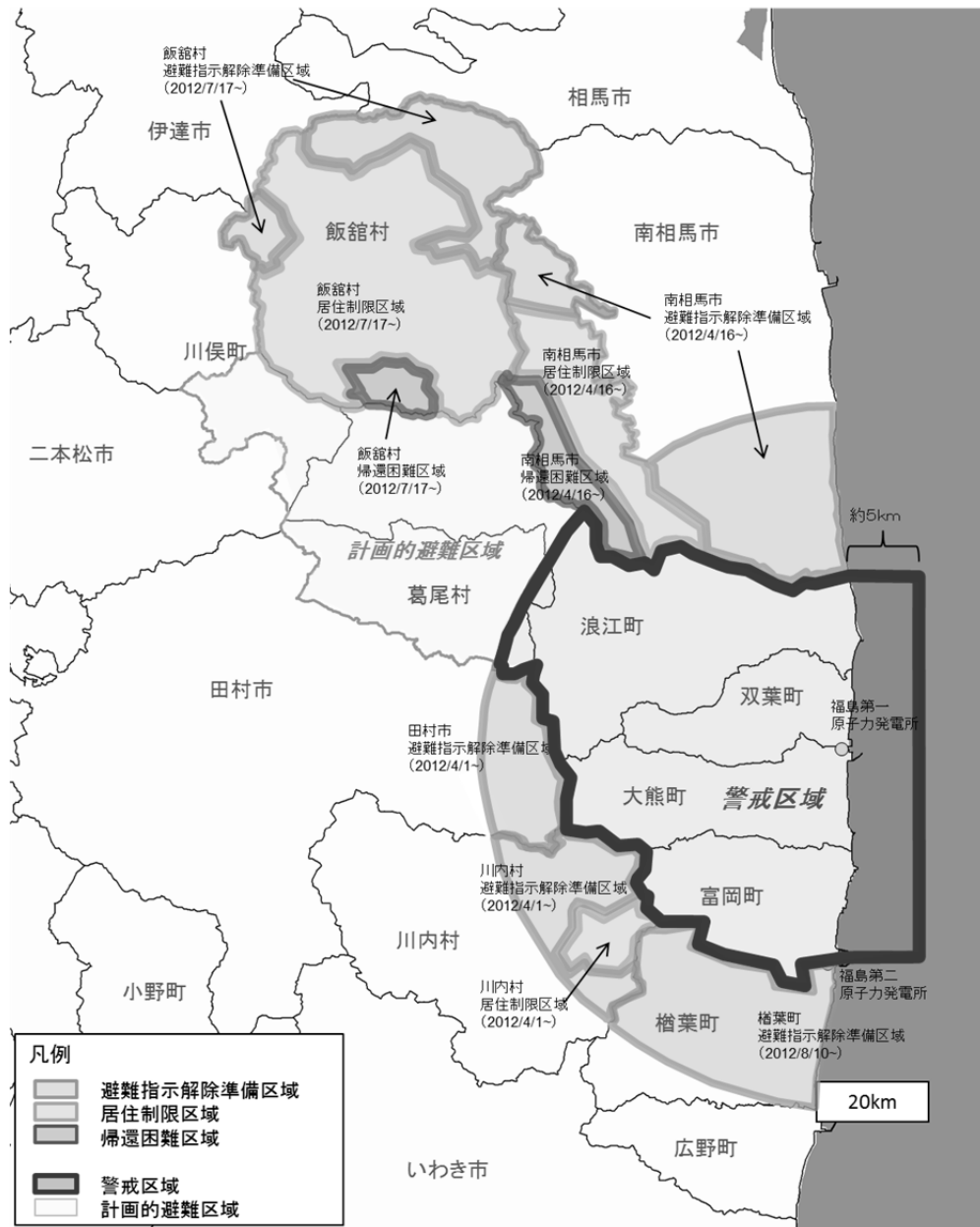
①避難指示解除準備区域	年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域。 同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。
②居住制限区域	年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域。 同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。

③帰還困難区域	長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域。 同区域においては、将来にわたって居住を制限することを原則とし、線引きは少なくとも5年間は固定することとする。 ただし、その場合であっても、将来時点における放射性物質による汚染レベルの状況、関連する市町村の復興再生のためのプランの内容やその実施状況などによっては、その取扱いについて見直しを行うことを検討する。
---------	---

＜参考＞避難指示区域と警戒区域の概念図

避難指示区域と警戒区域の概念図

平成24年8月10日現在



※ 原子力被災者生活支援チーム作成

＜参考＞避難指示区域等からの避難者数 約 11.1 万人

・ 避難指示解除準備区域	約 2.2 万人
・ 居住制限区域	約 0.6 万人
・ 帰還困難区域	約 0.03 万人
・ 警戒区域	約 5.4 万人
・ 計画的避難区域	約 0.4 万人
・ 旧緊急時避難準備区域	約 2.5 万人

※ 平成 22 年国勢調査及び各市町村からの聞き取りを基に、原子力被災者生活支援チーム集計（平成 24 年 9 月 19 日時点）

＜参考＞福島県全体の避難者数 約 15.9 万人

（ 避難指示区域からの避難者も含む ）

（１）福島県内への避難者数 約 9.9 万人

（２）福島県外への避難者数 約 6.0 万人

山形県	約 1.1 万人	千葉県	約 3 千人
東京都	約 7.7 千人	栃木県	約 3 千人
新潟県	約 6.1 千人	神奈川県	約 3 千人
埼玉県	約 4.1 千人	宮城県	約 2 千人
茨城県	約 3.9 千人	群馬県	約 2 千人 等

※ 福島県発表「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況速報（第 688 報）」（平成 24 年 9 月 19 日時点）

（２）福島県の復興・再生に係る制度的な取組

原子力災害による被害は、福島県全体の生活環境にも大きな影響を与え、放射線の影響による健康上の不安が広がった結果、福島県の人口は震災前の約 202 万人から平成 24 年 3 月 1 日時点で約 198 万人まで減少し、極めて深刻な事態に陥った（福島県現住人口調査）。

放射性物質による環境の汚染に加えて、健康不安や風評被害が、健康、生活、安全、産業等あらゆる分野に大きな影響を及ぼしている。特に、こうした健康不安や風評被害による影響は、浜通りのみならず、中通り、会津地方を含む福島全域に広がっている。

このように今般の原子力災害は広域かつ多岐にわたるものであり、これに対応するため政府としては主に次の取組を講じてきた。

① 原発避難者特例法による取組

今般の原子力災害においては、多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転せざるをえない事態が発生しているため、平成23年8月5日に成立した「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）」により、避難住民に対する適切な行政サービスの提供や、住所を移転した住民と元の地方公共団体との関係の維持といった課題に対応する措置を講じている。

② 福島復興再生特別措置法による取組

福島全域にわたって、住民が、健康、仕事、暮らしなど、あらゆる面で困難な状況に直面し、福島の地方公共団体自身も問題を抱えるといった特殊な諸事情に的確に対応するため、平成24年3月30日に「福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）」が成立し、翌31日に公布・施行された。

また、同法に基づく基本的な方針である「福島復興再生基本方針」を平成24年7月13日に閣議決定した。同基本方針においては、原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項をはじめとして、避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項等を定めており、政府は同基本方針を踏まえた施策を実施している。

③ 子ども・被災者支援法による取組

被災者の不安の解消・安定した生活の実現に寄与することを目的とし、平成24年6月21日に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）」が成立した。

同法は、被災者が居住・他地域への移動・帰還を自らの意思で行えるよう、いずれを選択しても適切に支援が行えること等を基本理念とし、国として、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策を総合的に策定し実施することとしている。

（３）賠償の状況

「原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）」に基づき、原子力損害賠償紛争審査会は、平成 23 年 8 月 5 日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を策定し、その後、同年 12 月 6 日には中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）を、平成 24 年 3 月 16 日には中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）を策定した。

さらに、平成 24 年 7 月 20 日には、第二次追補を踏まえて、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」（経済産業省発表）を公表した。その後、7 月 24 日に東京電力株式会社が「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」を公表した。

上記の指針等を踏まえ、避難された住民や事業者等に対して、東京電力株式会社により、平成 24 年 9 月 28 日時点で、総額約 1 兆 2,713 億円（本賠償として個人に対し約 2,455 億円、団体・地方公共団体に対し約 2,549 億円、事業者に対し約 3,612 億円、自主的避難者に対し約 2,617 億円、その他個人・事業者に対する仮払いとして約 1,480 億円）の賠償金が支払われている。

（４）放射線による健康への影響等に対する対策の推進

福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成 23 年度第 2 次補正予算により福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に 782 億円の交付金を拠出し、全面的に福島県を支援している。また、政府一丸となって健康不安対策に確実に取り組むべく、平成 24 年 5 月 31 日に「原子力被災者等の健康不安対策に関するアクションプラン」を取りまとめた。同プランでは、①関係者の連携、共通理解の醸成、②放射線影響等に係る人材育成、国民とのコミュニケーション、③放射線影響等に係る拠点の整備、④国際的な連携強化の 4 つの観点から必要な施策をまとめており、今後、関係省庁等において本取組について確実かつ計画的に実行していくこととしている。

また、国民の安全を確保し、健康に対する不安を払拭するため、例えば、食品に関しては食品中の放射性物質の基準値を設定し、基準値を超過した食品が流通することのないよう、地方公共団体において主に出荷前の段階で検査を実施するとともに、基準値超過に地域的な広がりが見られる場合に、政府が出荷制限等を指示している。

（５）除染の状況

平成 24 年 1 月 1 日に全面施行した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）」及び同法に基づく基本方針に基づき、除染を推進している。東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質による環境汚染は広範囲に及ぶことから、人の健康の保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施し、除染に伴う除去土壌等は、安全に収集、運搬、保管、処分することとしている。

国が直接除染を行う除染特別地域については、各市町村の意見を聴きつつ、7 市町村について特別地域内除染実施計画を策定した。また、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域について、平成 24 年 9 月末時点で、86 市町村について除染実施計画の協議を終了している。

＜参考＞除染特別地域の除染の進捗状況

	除染計画の策定	除染作業
田村市	○(4/13)	○(7/25～)
檜葉町	○(4/13)	○(9/6～)
川内村	○(4/13)	○(9/4～)
飯館村	○(5/24)	○(9/25～)
川俣町	○(8/10)	準備中
南相馬市	○(4/18)	
葛尾村	○(9/28)	
浪江町	地元調整中	
大熊町	地元調整中	
富岡町	地元調整中	
双葉町		

※ 環境省作成（平成 24 年 9 月 30 日時点）

＜参考＞汚染状況重点調査地域の除染の進捗状況

	市町村数	指定地域
岩手県	3	一関市、奥州市及び平泉町の全域
宮城県	9	石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町及び亘理町の全域
福島県	41	福島市※、郡山市※、いわき市※、白河市※、須賀川市※、相馬市※、二本松市※、伊達市※、本宮市※、桑折町※、国見町※、大玉村※、鏡石町※、天栄村、会津坂下町、湯川村※、三島町、昭和村、会津美里町、西郷村※、泉崎村※、中島村※、矢吹町※、棚倉町※、矢祭町、塙町、鮫川村※、石川町※、玉川村※、平田村※、浅川町※、古殿町※、三春町※、小野町※、広野町※、新地町※及び柳津町の全域並びに田村市※、南相馬市※、川俣町※及び川内村※の区域のうち警戒区域又は計画的避難区域である区域を除く区域
茨城県	20	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、鉾田市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域
群馬県	12	桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村及びみなかみ町の全域
埼玉県	2	三郷市及び吉川市の全域
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域
計	104	

__は、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染実施計画の環境大臣との協議を終了した市町村

※は、除染に関する緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定した市町村

※ 環境省作成（平成 24 年 9 月 30 日時点）

除染作業によって生じた土壌等は、最終処分までの間、適切に保管する必要があることから、平成 23 年 12 月、中間貯蔵施設の双葉郡内設置について福島県及び双葉郡 8 町村に検討を要請し、平成 24 年 8 月には中間貯蔵施設に係る調査の候補地を提示している。さらに、除染の加速化と不安解消の取組を進めるため、平成 24 年 10 月、「除染推進パッケージ」を取りまとめた。

(6) 福島第一原子力発電所の安全性の確保

東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置されている原子炉施設は、平成24年11月7日付けで原子力規制委員会により特定原子力施設として指定され、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うこととなった。今後、原子力規制委員会から示された「措置を講ずべき事項」に基づき、東京電力株式会社が実施計画を作成・提出することとしている。

「措置を講ずべき事項」は、東京電力株式会社に対し、できる限り速やかな燃料の取り出し完了など、特定原子力施設全体のリスクの低減及び最適化を図り、敷地内外の安全を図ることを目的とし、その達成のために必要な措置を迅速かつ効率的に講ずること等に関して、事業者が講ずべき事項を定めるものであり、敷地外への広域的な環境影響評価を含めたリスク評価を行い、その内容等について、継続的な地元住民等への説明・広報等による理解促進を図ることなどを求めている。

当該施設周辺の土地利用計画を含む復興計画の具体化に当たっては、施設等のリスク評価を行う際の敷地外への広域的な環境影響を含めた評価を踏まえ、施設周辺の生活環境に与える影響評価と住民への説明を行っていくことが必要である。

(7) 風評被害への対応

原子力災害による風評被害については、福島県にとどまらず広範囲に及んでおり、農林水産物、食品をはじめとして、工業製品、観光等に大きな影響を与えている。風評被害の解消に向けて、政府は、放射線のモニタリング、販路拡大支援、観光業の振興支援、国内外への情報発信、国際会議誘致等に取り組んでいる。

例えば、農林水産物・食品の風評被害への対応については、食品産業事業者等に対し、放射性物質の検査結果の正確な情報等の提供や、科学的・客観的な根拠に基づく冷静な対応を要請してきた。また、福島県をはじめとする被災地及びその周辺地域で生産・加工された農林水産物・食品の消費を拡大する取組を、政府を挙げて推進してきた。また、福島県においては、24年産米について国の検査計画に一部上乗せする形で独自に全袋検査を行うなど、安全確保と不安の払拭のため徹底した管理を行っている。さらに、諸外国に対しても、諸外国が実施してきた輸入規制の緩和を働きかけるとともに、政府一体となって我が国が実施している安全確保のための措置等の情報提供を行った結果、カナダやチリなどにおいて全面的に輸入規制措置が解除されるなどの規制の撤廃や緩和の動きが見られている。

(8) 産業・雇用の課題と取組

原子力災害による被害を受けた福島全体の産業の復興及び再生を早急に図るためには、原子力災害に伴う放射性物質による直接の被害に対処するのみならず、産業・雇用の回復に万全を期することが重要である。具体的には農産品等における福島ブランドの再生、農林水産業の復興及び再生、中小企業をはじめとした産業活動の活性化、観光の振興等について、福島全域を対象として相互の取組を有機的に連携させた一体的かつ総合的な取組を行ってきた。

福島における既存企業の流出の阻止や、県外からの新規企業立地、県内での新增設の促進を通じて被害を受けた産業の復興及び再生を進めるためには、企業立地に向けての補助が有効な手段である。このため、例えば平成23年度第3次補正予算において、「ふくしま産業復興企業立地補助金」（約1,601億円）及び「工業団地造成利子補給金」（約99億円）を創設し、設備の新增設に係る設備投資費用のみならず用地取得費や建屋建設費用等初期の工場立地に係る経費を支援している。さらに、同補助金について、平成24年度復興特別会計予備費を活用して402億円を使用することを平成24年10月26日に閣議決定した。

さらに、避難指示区域等に設定された市町村については、上記に加え、その特殊な状況に応じた対応が必要となる。

震災以前の双葉8町村の産業・雇用の状況は、就業者約3万5千人中、約1万人が東京電力株式会社やその他関連産業等に従事し、域内総生産の6割超を占めるなど、震災前には電力関連産業に大きく依存していた。特に、放射線量の高い大熊、双葉、浪江、富岡の4町が双葉郡の人口の約76%、総生産の約67%を占めていたが、福島第一原子力発電所の事故によりその経済構造に大きな影響がもたらされた。このため、まずは製造業等の再開支援や誘致による雇用の進展を図りつつ、廃炉作業、除染・インフラ復旧など、当該地域に必要な事業を地元雇用に配慮しながら行い、当面の雇用を確保していくことが課題となっている。

そこで、平成24年9月4日に、「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）」（後述）を受け、産業振興・雇用促進を強力に進めるためのプランとして、「原子力発電所の事故による避難地域に係る帰還支援及び地域再生のための産業振興・雇用促進プラン」を策定し、具体的な対策として、①企業の帰還に向けた取組、②新規投資の促進等、そして③雇用拡大・就労支援の観点から必要な施策を提示した。

また同時に、地域に根差した農林水産業の再生のためのプランとして、「原

原子力発電所の事故による避難地域に係る帰還支援及び地域再生のための農林水産業再生プラン」を策定し、避難地域における農林水産業の再生のための道筋として、帰還の取組を進める際の基本的な考え方、具体的な取組、事業支援メニュー等を提示した。

現在、これらプランの具体化を進めているところである。

(9) 避難指示区域等への帰還に向けた取組

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により避難指示区域等に設定された市町村は、地域社会や経済構造に大きな影響がもたらされた。これまでに経験したことのない原子力災害への対応を適切に行い、避難指示区域等への帰還を円滑に進めるとともに、地域社会の復興・再生を果たしていくためには、除染、インフラ復旧、賠償をはじめとして、避難指示区域における雇用確保・産業振興等の課題に総合的に取り組むことが不可欠である。

さらに、避難を余儀なくされた地域の住民及び自治体（12 市町村）の復興再生に関する国の取組の考え方を提示するものとして、平成 24 年 9 月 4 日に「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）」を取りまとめた。本グランドデザインでは、避難地域における復興を計画的に進める観点から、おおむね 10 年後に向けた避難地域が目指すべき復興の姿について、短期（2 年後）、中期（5 年後）、長期（10 年以降）の時間軸に沿って示されている。

今後は、市町村が策定した復興ビジョン、復興計画等を基本として、本グランドデザイン等も踏まえつつ、市町村ごとに避難解除等区域の復興・再生の具体化・充実を進めるため、福島復興再生基本方針に則した避難解除等区域復興再生計画の策定等に取り組んでいく。

(10) 公共インフラの復旧の取組

公共インフラの復旧においては、区域見直しの動向や放射線量の低減状況などを踏まえ、住民の帰還に向けて、手順やスケジュール等を示した工程表を市町村ごとに適宜作成し、公表することとしている。平成 24 年 8 月 7 日に、田村市、南相馬市、広野町、川内村について公表し、続いて、平成 24 年 9 月末時点で、楢葉町、飯舘村、富岡町について作成中である。工程表を作成した市町村では、本格的な復旧段階を迎え、情報の共有化を図りながら早期復旧を目指している。

また、区域ごとの復旧方針として、避難指示解除準備区域では、住民の帰

還できる環境を早期に整備するため、インフラ復旧を迅速に進めることとしている。居住制限区域では、防犯・防災上不可欠な施設や広域の地域経済社会の復興のために早期復旧が強く要望されている施設の復旧に取り組むこととしている。帰還困難区域では、基本的に作業は困難である。ただし、地域の復興の要である常磐自動車道については、除染モデル事業を踏まえ、除染及び工事を実施することとしている。

さらに、工事廃棄物等の仮置き場の確保が困難な状況の中で、国、県、市町村等が連携し、現地において協力をしていく体制が必要であり、構築に向けて調整中である。

(11) 住民意向調査の実施

避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、さらには長期避難者に対する支援策等の具体化を進めるための基礎資料として、避難されている住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するために住民意向調査を実施している。葛尾村、大熊町においては速報版を公表しており、その他の関係自治体についても、自治体の意向を踏まえつつ、順次調査を実施することとしている。

調査の実施時期、調査項目等については、各市町村の実情を踏まえ個別に調整した上で、国、県、市町村の共催により実施している。

(12) 長期避難者に対する支援

避難期間が長期に及ぶ避難者等のための生活拠点の確保、整備等に向けた検討を促進するため、国、福島県、避難元自治体及び受入自治体からなる協議会を平成24年9月22日に設置した。長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整し、また、避難元自治体のニーズに応じて、受入自治体と連携しつつ、災害公営住宅のモデル的整備について検討・調整することとしている。協議会には事務担当者会議（全体会、個別部会）を置き、詳細な事項についての調整を図っている。

（参考）復興関係制度等

平成 23 年 6 月 20 日に制定された「東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）」に基づき、7 月 29 日に、復興に当たっての基本的考え方や復興の期間、実施する施策等を盛り込んだ「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定した。同法及び同方針に基づき、復興関係制度を創設している。

（１）復興庁

被災自治体の復興の取組を総力を挙げて支援していくため、「復興庁設置法（平成 23 年法律第 125 号）」に基づき、府省の枠組みを超えて、被災自治体にワンストップで対応できる復興庁を設置し、平成 24 年 2 月 10 日に開庁した。また、岩手、宮城、福島 の 3 県に復興局、3 県の沿岸部と青森県、茨城県に合わせて 8 か所の支所・事務所を置いている。

復興庁には、復興のための施策の実施を推進し、関係行政機関相互の調整を行う閣僚級会議の復興推進会議と、復興のための施策の実施状況を調査・審議する有識者会議である復興推進委員会を設置している。

（２）復興特区・復興交付金

地域の創意工夫を活かした復興を推進するための新たな枠組みとして、規制・手続等の特例措置、税・財政・金融上の支援措置をワンストップで講じる復興特区制度や、復興に必要な各種施策を展開できる自由度の高い復興交付金を創設する「東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）」が平成 23 年 12 月 7 日に制定された。

同法に基づき、平成 24 年 9 月末時点で、規制・手続、税制上の特例措置等を内容とする復興推進計画については 22 件が認定され、土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画についても岩手県の 7 市町村、宮城県の 10 市町、福島県の 4 市町において公表されている。

また、復興交付金については、一本の事業計画により市街地の再生等に必要なる事業の実施を可能とし、すべての地方負担に手当を行ったほか、基金の設置により執行の弾力化を図るなど、被災地の負担軽減のための措置を行っている。これまでに 3 回、交付可能額通知を行っており、その事業費は 8,026 億円（うち国費 6,556 億円）となっている。

＜参考＞復興推進計画の認定状況

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
青森	3月2日	青森県・4市町	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税） ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	グリーンイノベーション関連産業、食品関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	6月26日	三沢市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	冷凍食品製造工場の整備が促進される。
岩手	2月9日	岩手県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 ・薬局等構造設備規則の特例 等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所や薬局の整備が促進される。
	3月30日 (8月28日 変更認定)	岩手県	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税） ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和	電子機械製造関連産業などの製造業や医薬品関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	8月3日	釜石市	・用途規制の緩和に係る特例（建築基準法の特例）	工業専用地域において、商業施設の整備が促進される。
宮城	2月9日 (5月25日 変更認定)	宮城県・34市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税） ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	ものづくり産業（自動車関連産業、高度電子機械産業等）について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	3月2日	仙台市	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	農業及び農業関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	3月23日	塩竈市	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税） ・金融上の特例（利子補給金の支給）	観光関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進されるとともに、観光関連産業及び水産加工業の中核施設整備が促進される
	3月23日	石巻市	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税） ・指定会社に対する出資に係る税制上の特例（国税）	商業、福祉・介護業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。まちづくり会社の財務基盤が強化され、同社のまちづくり支援活動が活性化される。
	3月23日	石巻市	・農地法の特例（農地転用許可基準の緩和）	乾燥調製貯蔵施設の迅速な整備が実現する。
	4月10日	宮城県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所や薬局の整備が促進される。事業者が設置が義務付けられている責任者の確保が容易になり、医療機器製造販売業の立地が促進される。
	6月12日	宮城県・17市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	情報サービス関連産業（ソフトウェア業、コールセンター、データセンター等）について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	7月27日 (9月28日 変更認定)	石巻市	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	商業及び観光関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	9月28日	七ヶ浜町	・用途規制の緩和に係る特例（建築基準法の特例）	町内中心部の高台地区（第一種中高層住居専用地域）において、第二種中高層住居専用地域と同様の一定規模の事務所の建築が可能となる。
	9月28日	宮城県・11市町	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	農業及び農業関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
福島	3月16日	福島県	・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和	事業者が設置が義務付けられている責任者の確保が容易になり、医療機器製造販売業の立地が促進される。
	4月20日	福島県・59市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	輸送用機械、電子機器、医療・福祉機器関連産業等について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。
	4月20日	会津若松市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	製造業の中核施設整備が促進される。
	4月20日	福島県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所の整備が促進される。
	7月27日	南相馬市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	応急仮設建築物の存続期間について、期間を延長することが可能となり、仮設施設の整備を通じ中小企業等の再建が促進される。
	8月3日	福島県・59市町村	・確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和	脱退一時金を地域振興事業に要する資金の一部に活用することを通じ、地域の活性化を促進する。
茨城	3月9日 (9月28日 変更認定)	茨城県・13市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税） ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	自動車関連産業、基礎素材産業、電気・機械関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。

※ 復興庁作成（平成24年9月末時点）

＜参考＞復興整備計画の公表状況

地域	地区名等	事業	公表日
岩手	宮古市	崎山地区 ・集団移転促進事業	9月26日
		追切・浦野沢地区 ・漁業集落防災機能強化事業	9月26日
	大船渡市	門之浜地区、小細浦地区、田浜地区、崎浜地区 ・集団移転促進事業	3月30日
	久慈市	久慈湊・大崎地区 ・都市施設の整備に関する事業（道路整備事業） ・漁業集落防災機能強化事業 ・災害公営住宅整備事業 ・避難路整備事業 ・津波避難施設整備事業	8月1日
		長内町元木沢地区、宇部町久喜地区 ・都市施設の整備に関する事業（道路整備事業） ・漁業集落防災機能強化事業 ・災害公営住宅整備事業 ・津波避難施設整備事業	8月1日
		長内町玉の脇地区 ・都市施設の整備に関する事業（道路整備事業） ・漁業集落防災機能強化事業 ・災害公営住宅整備事業	8月1日
	陸前高田市	長部地区 ・集団移転促進事業	3月30日 8月1日（農地転用許可みなし） 9月26日（土地利用基本計画の森林地域の変更みなし及び地域森林計画区域の変更みなし）
		今泉地区 ・土地区画整理事業	3月30日 8月1日（農地転用許可みなし） 9月26日（土地利用基本計画の森林地域の変更みなし及び地域森林計画区域の変更みなし）
		高田地区、高田東地区、高田西地区 ・土地区画整理事業 ・都市施設の整備に関する事業（津波復興拠点事業）	3月30日 8月1日（高田地区の農地転用許可みなし、高田西地区の土地利用基本計画の森林地域の変更みなし及び地域森林計画区域の変更みなし） 9月26日（高田地区の土地利用基本計画の森林地域の変更みなし及び地域森林計画区域の変更みなし）
	釜石市	荒川地区 ・土地改良事業 ・集団移転促進事業	8月2日 9月26日（農地転用許可みなし）
		鵜住居地区 ・土地区画整理事業 ・都市施設の整備に関する事業（津波復興拠点整備事業、地域屋外スポーツセンター整備事業、道路事業）	8月2日
		東部地区 ・土地区画整理事業 ・都市施設の整備に関する事業（都市公園事業）	8月2日
		罫石松原地区、平田地区 ・土地区画整理事業	8月2日
		尾崎白浜地区、根浜地区、箱崎地区、本郷地区 ・集団移転促進事業	8月2日 9月26日（箱崎地区の農地転用許可みなし）
		片岸地区 ・土地区画整理事業 ・都市施設の整備に関する事業（都市公園事業） ・産業用地整備事業	8月2日
		桑ノ浜地区、花露辺地区、室浜地区 ・集団移転促進事業 ・漁業集落防災機能強化事業	8月2日 9月26日（室浜地区の農地転用許可みなし）
		小白浜地区 ・集団移転促進事業 ・都市施設の整備に関する事業（新校舎（体育館）建設事業、公民館施設整備事業、防災拠点機能整備事業）	8月2日
		箱崎白浜地区、両石地区 ・集団移転促進事業 ・都市施設の整備に関する事業（道路事業）	8月2日 9月26日（箱崎白浜地区の集団移転促進事業の農地転用許可みなし）
		水海地区 ・都市施設の整備に関する事業（都市公園事業）	8月2日
		罫石漁港地区、大石漁港地区、片岸漁港地区、仮宿漁港地区、桑ノ浜漁港地区、佐須漁港地区、白浜（釜石）漁港地区、平田漁港地区、室浜漁港地区 ・漁港施設機能強化事業	8月2日
		大石地区、仮宿地区、佐須地区、新浜町地区 ・漁業集落防災機能強化事業	8月2日
	山田町	織笠地区 ・集団移転促進事業	3月30日
	岩泉町	小本駅前地区 ・都市防災総合推進事業	9月26日
		小本・中野・小本駅西地区 ・漁業集落防災機能強化事業	9月26日
	田野畑村	明戸地区 ・サケふ化場整備事業	8月1日
		羅賀地区（1） ・漁業集落防災機能強化事業	8月1日
		羅賀地区（2）、島越地区 ・漁業集落防災機能強化事業 ・災害公営住宅整備事業	9月26日
	野田村	城内地区 ・土地区画整理事業	3月30日
		城内・米田・南浜地区 ・集団移転促進事業	3月30日 9月26日（土地利用基本計画の森林地域の変更みなし及び地域森林計画区域の変更みなし）
		城内・泉田・米田・南浜地区 ・都市施設の整備に関する事業（都市公園事業）	3月30日

		主要地方道野田山形線	・都市施設の整備に関する事業（まちづくり連携道路整備事業）	9月26日
宮 城	仙台市	田子西地区、田子西隣接地区、南福室地区、上岡田地区、七郷地区、六郷地区、石場地区、荒井公共区画整理地区、荒井東地区、荒井南地区、荒井西地区、荒井駅北地区、仙台港背後地地区、雑子袋地区	・集団移転促進事業	7月9日
	石巻市	新蛇田地区	・土地区画整理事業	3月30日
		鹿立浜地区、小室地区	・集団移転促進事業	3月30日 7月9日（小室地区の農地転用許可みなし）
		桃浦地区、竹浜地区、小網倉浜・清水田浜地区、給分浜地区、十八成浜地区、鮫浦地区、前網浜地区、名振地区、船越地区、熊沢・大須地区、小指地区	・集団移転促進事業	4月27日 7月9日（桃浦地区、給分浜地区、十八成浜地区、鮫浦地区、名振地区、小指地区の農地転用許可みなし）
		狹浜地区、寄磯浜地区、大浜地区、波板地区、白浜・長塩谷地区、釜谷崎地区	・集団移転促進事業	7月9日
		新渡波地区	・土地区画整理事業	8月7日
		泊浜地区	・集団移転促進事業 ・太陽光発電事業	8月7日
		月浦地区、大谷川浜地区、羽坂・桑浜地区、小泊・大室地区	・集団移転促進事業	8月27日
	気仙沼市	大沢地区、舞根2地区、階上長磯浜地区、登米沢地区、小泉町地区	・集団移転促進事業	5月25日
		只越地区、小鯖地区、舞根1地区、梶ヶ浦地区、小々汐地区、大浦地区、浪板二地区地区、波路上内田地区、波路上杉の下地区	・集団移転促進事業	7月9日
		鹿折地区、南気仙沼地区	・土地区画整理事業	9月18日
		赤岩小田地区、赤岩石兜地区、松崎前浜地区、松崎浦田地区、最知川原地区、大谷向山地区、本吉津谷地区、小泉東地区、小泉浜地区	・集団移転促進事業	9月18日
		片浜鹿折線、鹿折駅浜線、魚市場中谷地線、本町宮口下線	・都市施設の整備に関する事業（都市計画道路事業）	9月18日
	名取市	閑上地区	・土地区画整理事業 ・都市施設の整備に関する事業（都市計画道路事業）	3月30日
		下増田地区	・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	9月18日
	岩沼市	玉浦西地区、三軒茶屋西地区	・災害公営住宅整備事業 ・集団移転促進事業	3月30日 5月30日（玉浦西地区の市街化調整区域の開発行為許可みなし）
	東松島市	野蒜北部丘陵地区	・土地区画整理事業	5月30日 8月7日（都市計画道路の変更の都市計画決定みなし） 9月18日（土地利用基本計画の変更みなし、保安林解除みなし及び地域森林計画区域の変更みなし）
			・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	8月7日 9月18日（土地利用基本計画の変更みなし、保安林解除みなし及び地域森林計画区域の変更みなし）
		東矢本駅北地区	・土地区画整理事業 ・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	8月7日
		牛網地区	・集団移転促進事業	8月7日
		矢本西地区、月浜地区、大浜地区、室浜地区	・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	8月7日
	亘理町	荒浜中野地区、亘理江下地区、吉田舟入北地区、吉田南河原地区、吉田大谷地区	・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	7月9日
		浜吉田地区	・いちご選果場整備事業	7月9日
		吉田上塚地区	・集団移転促進事業	7月9日
	山元町	山下地区	・災害公営住宅整備事業	3月30日
	女川町	鷺神浜他	・土地区画整理事業	3月30日
		指ヶ浜地区、御前浜地区、尾浦地区、竹浦地区、桐ヶ崎地区、高白浜地区、横浦地区、大石原浜地区、野々浜地区、飯子浜地区、塚浜地区、出島地区、寺間地区	・集団移転促進事業	7月9日
		中心部地区	・土地区画整理事業	9月18日
		荒立西地区、荒立東地区、内山地区、小乗浜地区、大原西地区、宮ヶ崎地区、堀切山地区、清水地区	・集団移転促進事業	9月18日
	南三陸町	藤浜地区、寄木・葦の浜地区、馬場・中山地区	・集団移転促進事業	7月9日
		志津川東地区	・都市施設の整備に関する事業（津波復興拠点整備事業） ・災害公営住宅整備事業	8月3日
			・集団移転促進事業	9月18日
		境地区、長羽地区、田の浦地区、西田・細浦地区、荒砥地区、平磯地区、合羽沢	・集団移転促進事業	8月27日

福 島		地区、原地区		
		名足地区、入谷地区	・災害公営住宅整備事業	8月27日
		志津川地区	・土地区画整理事業	9月18日
		清水地区、志津川西地区、保呂毛・田尻 畑地区	・集団移転促進事業	9月18日
		志津川中央地区	・集団移転促進事業 ・都市施設の整備に関する事業（津波復興拠点整備 事業） ・災害公営住宅整備事業	9月18日
		一般国道45号、一般国道398号、一般 県道志津川登米線	・都市施設の整備に関する事業（都市計画道路事業）	9月18日
		末続地区、金ヶ沢地区	・集団移転促進事業	6月12日
	いわき市	四倉地区、平沼ノ内地区、平薄磯地区、 平豊間地区	・災害公営住宅整備事業	6月12日
		久之浜地区、薄磯地区、豊間地区、小浜 地区、岩間地区	・市街地開発事業	8月3日
		錦町須賀地区	・集団移転促進事業	8月3日
	相馬市	刈敷田地区、細田地区、磯部中西地区、 鷺山地区、馬場野地区	・災害公営住宅整備事業 ・集団移転促進事業	6月12日 8月3日（刈敷田地区、鷺山地区の変更）
		南ノ入地区、荒田地区	・集団移転促進事業	6月12日
		明神前地区、原釜地区	・災害公営住宅整備事業	8月3日（荒田地区の変更）
				6月12日
	南相馬市	南海老地区、北海老地区、南屋形地区、 鹿島地区、寺内地区、上寺内地区、大内 地区、烏崎地区、北右田地区、金沢地区、 北泉地区、小川町地区、上洪佐地区、萱 浜地区、雫地区、小浜地区、江井地区、 小沢地区、上高平地区、大木戸地区、日 の出町地区、塚原地区、小高地区、大井 地区、岡田地区、福岡地区、角部内地区、 姥沢地区、浦尻地区	・集団移転促進事業	8月6日
		泉地区	・集団移転促進事業 ・植物工場整備事業及び太陽光発電施設等用地造成 事業	8月6日
		西川原地区、西町地区	・災害公営住宅整備事業	8月6日
		富倉地区、雁小屋西地区	・集団移転促進事業	8月3日
				8月3日
	新地町	作田東地区、作田西地区、岡地区、雁小 屋地区、大戸浜地区	・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	9月25日（作田東地区、作田西地区、雁小屋地 区、大戸浜地区の土地利用計画の変更みなし、 地域森林計画の変更みなし及び都市計画法第 29条の開発許可みなし）

※ 復興庁作成（平成24年9月末時点）

<参考>復興交付金

○ 県別の交付可能額

(第1回平成24年3月2日、第2回：平成24年5月25日、第3回：平成24年8月24日)

※県別、単位は億円

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
事業費	0.2	20.0	2,532.1	4,162.1	1,156.5	78.5	8.1	0.5	57.3	1.0	9.9	8,206.1
(うち第1回)	—	18.3	957.2	1,437.8	603.4	28.2	8.1	—	1.9	—	—	3,054.9
(うち第2回)	—	0.9	980.6	1,703.6	370.9	44.6	—	—	53.9	0.9	9.9	3,165.4
(うち第3回)	0.2	0.8	594.3	1,020.7	182.1	5.7	—	0.5	1.6	0.1	—	1,805.9
国費	0.2	17.0	2,082.0	3,384.8	948.9	63.4	6.1	0.4	44.6	0.9	8.4	6,556.7
(うち第1回)	—	15.7	797.6	1,162.3	505.1	21.9	6.1	—	1.4	—	—	2,510.2
(うち第2回)	—	0.7	798.5	1,418.2	306.1	37.2	—	—	42.0	0.8	8.4	2,611.9
(うち第3回)	0.2	0.6	485.8	804.3	137.7	4.3	—	0.4	1.2	0.1	—	1,434.6

※ 復興庁作成（平成24年9月末時点）

○ 主な事業

- ・ 水産・漁港関連施設整備事業（31市町村、約861億円）
- ・ 防災集団移転促進事業（26市町村、約2,396億円）
- ・ 災害公営住宅整備事業（48市町村、約2,013億円）
- ・ 市街地液状化対策事業（11市、約21億円）
- ・ 造成宅地滑動崩落緊急対策事業（18市町村、約361億円）

(3) 復興予算

復旧・復興関連予算については、平成 23 年 5 月 2 日に「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成 23 年法律第 42 号）」が制定され、同日に 4 兆 153 億円の第 1 次補正予算が成立した。7 月 25 日に 1 兆 9,106 億円の第 2 次補正予算、11 月 21 日に 9 兆 2,438 億円の第 3 次補正予算が成立するとともに、11 月 30 日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する法律（平成 23 年法律第 117 号）」が制定された。平成 24 年 4 月 5 日に 3 兆 7,754 億円の平成 24 年度予算が成立した。

また、平成 24 年度からは「東日本大震災復興特別会計」が新設され、平成 24 年度以降の復旧・復興関連予算は、同特別会計において計上されることとなっている。

＜参考＞復旧・復興関連予算（単位：億円）

23 年度 1 次補正予算	23 年度 2 次補正予算	23 年度 3 次補正予算	24 年度予算
(1)災害救助等関係経費 4,829	1. 原子力損害賠償法等関係経費 2,754	(1)災害救助等関係経費 941	(1)災害救助等関係経費 762
(2)災害廃棄物処理事業費 3,519	(1)原子力損害賠償法関係経費 2,474	(2)災害廃棄物処理事業費 3,860	(2)災害廃棄物処理事業費 3,442
(3)災害対応公共事業関係費 12,019	(2)原子力損害賠償支援機構法関係経費 280	(3)公共事業費等の追加 14,734	(3)公共事業等の追加 5,091
(4)施設費災害復旧費等 4,160	2. 被災者支援関係経費 3,774	(4)災害関連融資関係経費 6,716	(4)災害関連融資関係経費 1,210
(5)災害関連融資関係経費 6,407	(1)二重債務問題対策関係経費 774	(5)地方交付税交付金 16,635	(5)地方交付税交付金 5,490
(6)地方交付税交付金 1,200	(2)被災者生活再建支援金補助金 3,000	(6)東日本大震災交付金 15,612	(6)東日本大震災復興交付金 2,868
(7)その他の関係経費 8,018	3. 東日本大震災復興対策本部運営経費 5	(7)原子力災害復興関係経費 3,558	(7)原子力災害復興関係経費 4,811
※1	4. 東日本大震災復旧・復興予備費 8,000	(8)全国防災対策費 5,752	(8)全国防災対策費 4,827
	5. 地方交付税交付金 4,573	(9)その他の関係経費 24,631	(9)その他の関係経費 3,999
			(10)東日本大震災復興予備費 4,000
			(11)国債整理特会基金への繰入 1,253
計 40,153	計 19,106	※2計 92,438	※4計 37,754

※1 財務省公表資料（一次補正歳出額）に記載されている既定経費の減額（37,102 億円）については計に含めず。

※2 財務省公表資料（三次補正歳出額）に記載されている年金臨時財源の補てんやB型肝炎関係経費等は計に含めず。

※3 平成 23 年度 4 次補正予算（2 兆 5,345 億円）及び平成 24 年度予算の一般会計予算予算総則において、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の借入又は社債に係る債務について、政府保証枠 5,000 億円を設定。

※4 このうち、復興庁設置法に基づき、復興庁において 20,433 億円を一括して計上。

※5 4 つの「計」の単純な合計：約 18.9 兆円

（注）「5 年間で少なくとも 19 兆円」の復興事業規模との関係：

23 年度 1 次～3 次補正：14 兆円台半ば（除染費用など東京電力への求償が想定される経費等除き）＋24 年度当初：3.4 兆円（予備費除き）－24 年度当初除染：0.5 兆円＋その他地方が実施する緊急防災・減災事業（地方単独事業を含む）：0.6 兆円－23 年度 1 次～3 次補正・予算費の不用：1.1 兆円程度＝17 兆円程度

(4) 東日本大震災事業者再生支援機構等

被災事業者の二重債務問題に対処するため、平成 23 年 10 月以降、産業復興相談センターが岩手、茨城、宮城、福島、青森、千葉の 6 県に順次設置され、産業復興機構が青森県を除く 5 県に設置された。さらに、平成 23 年 11 月 21 日、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）」が制定され、同法に基づき、東日本大震災事業者再生支援機構が設置され、平成 24 年 3 月より業務を開始している。

(5) 原子力災害からの復興のための諸制度

原子力災害からの復興・再生を円滑に進めるために、政府は、これまでに制定された法制度について着実に執行してきた。関連する法制度の概要は次のとおりである。

① 賠償

○原子力損害賠償支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による大規模な原子力損害を受け、政府として、①被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、②東京電力株式会社福島第一原子力発電所の状態の安定化・事故処理に関係する事業者等への悪影響の回避、③電力の安全供給の 3 つを確保するため、国民負担の極小化を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行うための所要の措置を講じるものである。

○平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成 23 年法律第 91 号）

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故による被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、当該事故による損害を迅速に填補するための国による仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めるものである。

② 環境汚染への対処

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、原子力事業者等が講ずべき措置について定めるものである。

③ 復興・再生

- 福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の振興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めるものである。

④ 被災者支援

- 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成 23 年法律第 98 号）

東日本大震災における原子力発電所事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めるものである。

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための
地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に
関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 96 号）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、
固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動
車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずることとし、併せて、これら
の措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置等を講じるもので
ある。

○東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活
を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法
律（平成 24 年法律第 48 号）

一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住してい
た者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者
等が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の
必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求め
られていることに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等
に関する基本となる事項を定めるものである。